

松 山 大 学 論 集
第 24 卷 第 4 - 1 号 抜 刷
2 0 1 2 年 10 月 発 行

93SNA 改訂過程の 44 項目課題リストに対する
勧告と 2008SNA 変更点との関連の考察
—— 金融に関連した変更点を中心にして ——

光 藤 昇

93SNA 改訂過程の 44 項目課題リストに対する 勧告と 2008SNA 変更点との関連の考察

—— 金融に関連した変更点を中心にして ——

光 藤 昇

はじめに

2003年に国連統計委員会は、1993SNAの改訂を要求し、国民勘定に関する事務局間ワーキンググループ（以後ISWGNAと表記）に改訂作業の運営・管理を委ねた。そして、2003年にISWGNAが準備し、国連統計委員会が承認した44項目の課題リストを多様なチャンネルで検討する形で進行し、2007年2月の第38回国連統計委員会において、課題リストに対するAEG（世界の統計作成機関と中央銀行から選ばれた専門アドバイザーグループ）による勧告案のほとんどの項目が、一部の項目を除き、原案どおり採択された。

そして、2008年2月の第39回国連統計委員会において改訂文書の前半部分であるvolume 1（ただし、当時の名称は93SNA Rev. 1）が採択された。

その後、2008年5月に改訂文書の名称が93SNA Rev. 1から2008SNAに変更され、2009年2月の第40回国連統計委員会で改訂文書の後半部分であるVolume 2が採択された。

2008SNA付録3（以後、付録3と表示）に変更ポイントの記述があるが、44項目課題リストに対する勧告と変更ポイントの間の関係は必ずしも明確ではない。この論文は、金融に関連する変更点を中心に、2つの関連を考察したものである。本論文では、付録3に於ける金融に関連する変更点を中心に変更点と課題との関連を表にまとめ、それを解説する形で記述を展開しているが、その

変更点と課題との関連表は、作間氏より提供していただいた付録3の翻訳資料から筆者が項目の一部の記述を抜粋し、それぞれの項目と44の課題との対応をチェックして作成した。B, C等のアルファベットは付録3の文節の番号で、それぞれの文節はいくつかの変更項目から構成されている。詳しくは、付録3本文を参照されたい。

なお、2008SNAにおける変更の主要なポイント、変更の問題点、日本への適用のあり方については光藤（2012）を参照されたい。

第1章 統計単位等の全制度部門に関わる変更点と課題リストに対する勧告との関連

付録3は、AからHまでの節からなり、Aはイントロダクションで、93SNAと2008SNAの章別編成の違いなどについての記述がある。文節Bの概要を表にしたものが表1-1、表1-2、表1-3である。変更概要の部分は、かなりボリュームがある付録3をできるだけ簡略化するという意図の下、筆者が重要だと思われる部分のみ抽出し、独自に作成したもので、正確を期す場合には、付録3本文を参照していただきたい。

「B. 統計単位の明確化と制度部門における改定事項」は、B1からB10の

表1-1. 統計単位の明確化と制度部門における改定事項①

番号	変更点見出し	変更概要	93SNAでの表記	備考
B1 A3.3 から A3.5	付随的活動 (Ancillary activities) を行う生産単位が別個の事業所とみなされる場合 参照：5章 5.41～5.42	別個の勘定が容易に入手可能、地理的に異なる場所に位置している場合。算出はサービス提供先の中間消費。	93SNAでは主要事業と一体の不可欠部分。	課題 25 a
B2 A3.6	親会社と異なる経済の居住者でない限り、制度単位とは見なされないみせかけの子会社 (artificial subsidiaries) 参照：4章 4.62～4.64	親会社と同一国内に設立された、課税の回避、倒産時の負債の最小化等のために作られた架空会社。(タックスヘイブン等外国に設立された会社は、制度単位として扱う)	93SNAにおける付随会社：(Ancillary corporation) を見せかけの子会社に名称変更。	課題 25 b 25 d

10 個の項目で構成されている。

B1「付随的活動（Ancillary activities）を行う生産単位が別個の事業所とみなされる場合」から B7「子会社の大多数が属する制度部門に割り当てられる本社（Head Office）」の変更は以下の 5 つの細目から構成される課題 25 への勧告を反映したものと見なせる。

25 a. 付随的単位

25 b. 持株会社，特別目的実体（SPE），信託

25 c. 多国籍企業の取り扱い

25 d. 非居住非法人単位

25 e. 非居住政府管理特別目的実体（SPE）

93SNA では，購入部門，販売部門，経理部門，計算機部門，修理部門等の付随的活動は主要事業と一体の不可欠部分と考えられてきたが，25 a に対する勧告では，これらの生産単位を区別し，別個の事業所とみなすように勧告している。これは，おそらく，研究開発部門の支出を特別に区分し，固定資本形成とするという変更の影響だと思われるが，かえって混乱をもたらすことになるかもしれない。これとの関係で，本社が独立の事業所とみなされることになる。

B2「親会社と異なる経済の居住者でない限り，制度単位とは見なされないみせかけの子会社」，B3「制度単位として認識される非居住者単位の支店」，B5「特別目的実体」及び B6「金融機関部門に割り当てる持ち株会社」は課題 25 b への勧告を反映した変更である。

課題 25 b は次のような内容である。「ここ 10 年における金融市場や資産運用に係る革新の一部として，資産を保有し負債を負うだけで生産活動には従事しないいくつかの独立した主体が出現した。そうした主体は，新たな，または現存する法的枠組みの下，特別な目的を持って組織されている。例えば，資産負債の管理，再生機構，SPE，シェルカンパニー，有限責任パートナーシップ，信託といったものである。これらの主体は，付属機関として扱われ関連企業に統合されるべきだろうか，あるいは，独立した主体として扱われるべきだろうか

か。もし、独立した主体なのであれば、何れの部門に分類されるべきか。」このような問いかけに対する答えとして、親会社と同一国内に設立されたペーパーカンパニーは見せかけの子会社とし、独立の制度単位として扱わないが、別の国に設立した場合は、所得税を納めている場合は支店という名前の制度単位として扱うことになったようだ。また、専属金融機関、見せかけの子会社、政府の特別目的単位以外の特別目的実体（SPE）も制度単位として取り扱うことになったようだ。

なお、管理活動を行っていない持株会社は専属金融機関に分類されるようだが、管理活動を行っている持株会社の場合どの部門に分類すべきか明確になっ

表1-2. 統計単位の明確化と制度部門における改定事項②

番号	変更点見出し	変更概要	93SNA での表記	備考
B3 A3.7	制度単位として認識される非居住者単位の支店 (Branch) 参照：4章 4.47	外国の会社所有の非法人企業は非居住者単位の支店。ただし、制度単位とみなされるのは、相当規模の生産に携わり、所得税を納めている場合。	93SNA では、「所在国の名目上の居住者単位」と述べているだけ。名称はなかった。	課題 25 b 25 d
B4 A3.3 から A3.5	複数領域で活動する企業の居住地の明確化 参照：4章 4.13	識別が不可能な場合、その活動する個々の経済領域にすべての業務を案分することを勧告。	93SNA には明確な指針なし。	課題 25 c
B5 A3.3 から A3.5	特別目的実体 (Special Purpose Entities) 参照：4章, 4.55~4.58 22章, 22.51~22.54	被用者が存在せず、非金融資産も所有していない単位を SPE と呼ぶ。制度単位として扱う。しかるべき部門及び産業に割り当てられる。	93SNA には明確な指針なし。	課題 25 b 25 e
B6 A3.3 から A3.5	金融機関部門に割り当てる持ち株会社 参照：4章 4.45	ISIC の持株会社の定義「子会社の全資産を保有するが、管理活動は行っていない」。すべて金融機関部門に分類。	93SNA では企業グループの主たる活動で分類。本来は「本社」と呼ぶべきものを「持株会社」としていた。	課題 25 b
B7 A3.3 から A3.5	子会社の大多数が属する制度部門に割り当てられる本社 (Head Office) 参照：4章 4.53	本社は、子会社のほとんどが金融機関であれば金融機関部門の補助機関。その他の場合は、非金融法人企業。	93SNA には明確な指針なし。	課題 25 b *注 a

注 a. 持ち株会社と本社の区別がかえって不明確になっている。

ているようには思われない。付録 3 の文面では、生産活動単位としての本社と支社との関係と制度単位としての親会社と子会社との関係についての混同が見受けられるような気がする。ISWGNA への問い合わせが必要かもしれない。

B4「複数領域で活動する企業の居住地の明確化」は課題 25c「多国籍企業の取り扱い」への勧告を反映した変更である。「識別が不可能な場合、その活動する個々の経済領域にすべての業務を案分すること」になった。

表 1-3. 統計単位の明確化と制度部門における改定事項③

番号	変更点見出し	変更概要	93SNA での表記	備考
B8 A3.17	非営利団体に対する内訳部門の導入 参照：第 4 章 4.35, 4.94, 4.103, 4.128	NPI を異なった内訳部門として識別し、全活動をまとめた補足表を作成可能にする。	93SNA では NPI の識別が不明確。	
B9 A3.18	金融サービスの定義の拡大 参照：4 章 4.98 6 章 6.158	金融サービスには、モニタリング、種々の利便性の提供便宜、流動性提供、リスクの引き受け、アンダーライティング、トレーディング取引業務などが含まれる。明示的金融サービス、暗黙の金融サービスの双方に関して、どのような場合にそれらを識別すべきかということについて指針を提供。	93SNA よりもさらに明示的に金融サービスを定義。	課題 6 a
B10 A3.19 から A3.20	金融サービス、金融市場、金融手段の新展開を反映するための金融機関部門の内訳部門設定の改定 参照：4 章 4.98~4.116	9 つの内訳部門に分類される。(i)中央銀行、(ii)中央銀行を除く預金受入機関、(iii)マネー・マーケット・ファンド (MMF)、(iv)非 MMF 投資ファンド、(v)保険会社および年金基金を除く他の金融仲介機関、(vi)金融補助機関、(vii)専属金融機関と貸金業者、(viii)保険会社 (IC)、(ix) 年金基金 (PF)。	93SNA では 5 つの部門。 (i)中央銀行、(ii)預金取り扱い機関、(iii)保険会社および年金基金を除く他の金融仲介機関、(iv)金融補助機関、(v)保険会社 (IC) 及び年金基金 (PF)。	課題 6 a

B8「非営利団体に対する内訳部門の導入」は、どの検討課題に対する勧告を反映したものか不明である。非営利団体に対する内訳部門の導入は、推計担当者には作業が増えてたいへんだが、NPO の研究者にとっては朗報だろう。

次のB9「金融サービスの定義の拡大」とB10「金融サービス、金融市場、金融手段の新展開を反映するための金融機関部門の内訳部門設定の改定」は、課題6a「金融サービス」への勧告を反映した変更である。課題6aの問いは以下のものである。

「金融機関の業務内容において重要度の低下した単純な仲介業務から、重要度が増加した保有利得を生成するための金融資産ポートフォリオ管理に軸足を移す構造的な変化が進行している。金融機関及び金融サービスの定義が再検討され、SNAにおいてすべての金融活動が適切に捕捉されるようにしなければならない。その再検討は、数量ベースでの金融サービス生産の測定をも包含することになるだろう。」

課題6aが設定され、それへの勧告が準備されたのはサブプライム・ショックに端を発した世界同時不況以前であり、金融サービスの内容がリスクの引き受けなども含めた広い内容になっている。しかし、世界同時不況後には、金融サービスを金融仲介業務に限定する方向に回帰しつつあるようであり、この点に関して、2008SNAが修正されるかもしれない。

第2章 「C. 各取引項目の範囲設定のよりいっそう詳しい説明、生産境界を含む」と課題リストに対する勧告の関連の概要

2008SNAでは、研究開発を付随的活動ではなく知識格納生産物を生産する主要な生産活動とすることにし、その活動の成果を中間投入ではなく固定資本形成と見なし、投入した研究開発費で金額を評価することに変更した。

C1「付随的活動ではない研究開発」は、課題9「研究開発(R&D)」への勧告を反映したものであるが、この変更は、作間(2008)が指摘しているように、93SNA時点で広く議論された上で否定されたものであるにもかかわらず今回強引に導入されたものである。研究開発の取り扱いの変更は、2008SNAのもっとも影響が大きいと思われる変更点であるが、変更の内容の詳細、問題点については光藤(2012)を参照されたい。

表 2-1. C. 各取引項目の範囲設定のよりいっそう詳しい説明, 生産境界を含む①

番号	変更点見出し	変更概要	93SNA での表記	備考
C1 A3.21 から A3.23	付随的活動ではない研究開発 参照：6 章 6.207	「研究開発は系統的に行われる創造的作業である。」「とはいえ、人的資本を SNA 上の資産に含めるところまでは、議論を拡張しない。」 研究開発活動の成果は知識格納生産物。 (Knowledge-Capturing products)	93SNA では、付随的活動をこえて副次的活動とみなすべき例（コンピュータ処理等）の指摘あり。	課題 9
C2 A3.24 から A3.27	間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM) に関する推計方法の改善 参照：6 章 6.163～6.165	計算式がいくつか変更。金融仲介機関について、仲介されたものだけでなく、すべての貸付・預金が含まれる。参照利子率はサービスの要素を含むべきでなく、貸付および預金のリスクとマチュリティの構成を反映すべきである。	93SNA では 財産所得の受取は、自己資金による投資による受け取り分を除外していた。	課題 6 a
C3 A3.28 から A3.31	中央銀行の算出の明確化 参照：6 章 6.151～6.156 7 章 7.122～7.126	中央銀行が生産するサービスは、大きく分けて、金融仲介、金融政策サービス、金融機関に対する監督サービスの三つのグループに分けられる。08SNA は、活動レベルが勘定全体にとって重要である時、このような異なるサービスを生産する中央銀行の単位を別々の事業所として識別するように勧告する。	93SNA では、金融仲介サービスの形で推計することを勧告。	課題 6 b

C2「間接的に計測される金融仲介サービス (FISIM) に関する推計方法の改善」は、課題 6 a「金融サービス」に対する勧告を反映したものであり、金融機関の自己資金による運用益も FISIM の対象にして、FISIM による GDP の増加をもたらす変更である。前述のごとく、サブプライム・ショックに端を発した同時不況の後、この回答に関する再検討が進んでおり、この項目は国連統計委員会で修正される可能性がある。

C3「中央銀行の算出の明確化」は課題 6 b「中央銀行の産出額の配分」に対する勧告を反映したものである。世界の中央銀行は多様で、日銀のように金融仲介業務をしていないもの、それをしているものの両者が存在するようだ。2008SNA に従うと、日銀のサービスは政府サービスと同様に費用で推計する

表2-2. C. 各取引項目の範囲設定のよりいっそう詳しい説明, 生産境界を含む②

番号	変更点見出し	変更概要	93SNA での表記	備考
C4 (5) A3.32 から A3.37	非生命保険サービス産出の記録の改善 参照：6章 6.184～6.190, 6.199 17章 17.13～17.42	非生命保険活動の産出は、調整済み保険金および調整済み追加保険料を使用して計算するように勧告する。この方法を適用する場合、受取純保険料と調整済み保険金とは、各期において必ずしも同じでなくなる。 大災害に伴う保険金など例外的に多額の保険金に対しては、通常の経常取引でなく資本移転として記録する。 08SNA は、用語を「支払（事由の発生した）保険金（claims due）」から「発生保険金（claims incurred）」へ変更。	93SNA では、保険活動の産出額は保険料と保険金の差額を使用して計算。	課題5
C5 A3.38 から A3.39	再保険を元受保険と同様に扱う 参照：6章 6.200 17章 17.56～17.65	元受保険業者と再保険業者間の取引はまったく別の取引として記録し、元受保険業者と再保険業者との間の取引は、連結を行わずに記録する。 再保険会社が生産するサービスは、元受保険業者による中間消費として扱う。	93SNA では再保険取引は元受保険の取引とは連結されており、そのため、元受保険と再保険との区別はしめされていなかった。	課題5
C6 A3.41	家計と法人企業の自己最終使用のための産出額の評価に資本収益を含める 参照：6章 6.125	08SNA は、自己最終使用のために家計および法人企業が生産した財・サービスの産出額を推計する際、比較できる市場価格がない場合に産出額を推計するために費用合計を用いるアプローチを使用する時、資本収益を費用合計の一部として含めることが適切だとして勧告する。しかし、非市場生産者が自己最終消費のための生産を行う時には、資本収益は含めない。	93SNA では、家計および法人企業が自己最終支出に向けて生産した財・サービスが費用合計額で推計される時、その推計には資本収益を含めなかった。	課題16

ことになる。93SNA では、金融仲介サービスの形で推計することを勧告していたが、負の異常値が発生するなどの問題が判明。95年に費用で産出を測定することも可能と勧告を改定していた。今回の変更はそれの追認及び明確化と解することができる。

C4「非生命保険サービス産出の記録の改善」とC5「再保険を元受保険と同様に扱う」は、課題5「非生命保険」に対する勧告を反映したものである。課題5は、9.11のテロ事件の後に生じた損害保険会社に対する巨額の請求により、93SNAに従って計算した損害保険会社のサービス産出額がマイナスになるという事態への対応のあり方を問うたものである。保険サービス生産自体は、急激な変動をする性格のものではないと考えられるので、巨大損失が発生するたびに保険サービス額が変動する推計方式は好ましくない。ただし、2008SNAでは産出推計に関して、「期待値アプローチ」、「会計アプローチ」、「費用アプローチ」という3つのアプローチを勧告しているが、これは、銀行サービスなどにも応用できるのではないと思われる。2008SNAでは、FISIMの推計では費用アプローチを容認していないが、非生命保険の産出推計方式の勧告と整合性がないように思う。

C6「家計と法人企業の自己最終使用のための産出額の評価に資本収益を含める」は課題16「政府と非市場生産者：自己資産の資本コスト」に対する勧告を反映したものと見なせる。課題16は以下のような内容である。

「非市場生産者の生産額を計測するために費用を合計するときに、93SNAでは、生産者の自家所有資産から提供されたサービスの価値を固定資本減耗として計測すべきだとしていた。このことは、これらの資産からの資本収益も資本の機会費用も認識されないことを意味する。このことは、資産が貸し出された場合に支払われなければならない賃貸料の計算と一貫性がなくなる。SNAの勧告が変更され、固定資本減耗のコストを資本サービスに変更すべきか？」

これに対して、AEGは変更すべきだという回答をだしていたが、いくつかの国から反対意見があり、議論の結果、最終的にC6で示されているように、家計と法人企業においてのみ自己最終使用のための産出額の評価に資本収益を含めることになり、結果的に課題16は否定され、政府と非市場生産者においては、これまで通りの推計でよいことになった。

第3章 「E. 金融手段と金融資産の扱いおよび定義に対する追加改良点」と課題リストに対する勧告の関連

2008SNAの序文で金融セクターに関する主要な変更点として以下の点があげられている。

- (a) 最も急速な変化が起こっている金融セクターの状況に対応して、金融サービスに関するより一層包括的な全体像を提供している。
- (b) 金融デリバティブに於ける取り扱いの変更。金融資産境界がデリバティブを含むように拡大され、スワップ取引、現先取引等に関わるフローの流れは利子フローとしてではなく金融取引として記録されることになる。
- (c) 非生命保険サービスの測定の仕方が地震等の巨大な支払が発生する状況にも対応できるように変更された。
- (d) 間接的に計測される金融仲介サービス（FISIM）に関する推計方法の改善（参照：C2）。
- (e) 年金受給権の記録に関する勧告の変更（「金融セクターに関する変更の中で、最も大きな変更」(序文, xlviii)）。年金受給権は、必要な資産が別制度で管理されているか否かによらず、家計に対する負債とすることになった。

以上が、主要な変更点であるが、以下においてこれらの変更点と課題リストに対する勧告の関連について詳述していきたい。

E1「証券現先取引の扱いの明確化」は、課題1「現先取引」に関する勧告を反映した変更である。現先取引は近年急速に発展しており、定義がまだ定まっていないが、93SNAにおける規定が現状に合わなくなった点に限定して変更がされた。すなわち、継続してレポを担保付貸付として扱い、レポの対象となる証券が転売されることの可能性を認め、その場合の計上方法を定めている。

E2「被用者自社株購入権の扱いの記述」は、課題3「被用者自社株購入権」に関する勧告を反映した変更である。これは、アメリカなどで近年急速に広

表 3-1. E. 金融手段と金融資産の扱いおよび定義に対する追加改良点①

番号	変更点見出し	変更概要	93SNA での表記	備考
E 1 A3.94 から A3.95	証券現先取引の扱い の明確化 参照：第11章 11.74～11.77	08SNA では、証券現先取引お よび金貸付、預金に関する 説明が追加されている。 08SNA も、継続してレポを担 保付貸付として扱い、レポの 対象となる証券が転売される 可能性を認識している。レポ 対象証券が転売される場合、 二重計上を避けるために貸し 手に負の資産を記録する。	93SNA の該 当 箇 所では、レポ対象 証券の転売は認め られないか、実際 に行われないと示 唆していた。	課題 1
E 2 A3.96 A3.97	被用者自社株購入権 の扱いの記述 参照：第11章 11.124 第17章 17.384～17.398	被用者自社株購入権（被用者 ストックオプション）の取引 は、自社株購入権の価値で示 される被用者報酬を構成する 一要素の対応項目として、そ れを金融勘定に記録すること を勧告する。	93SNA は、被用者 自社株購入権の取 り扱いに対する指 針を提供しなかつ た。	課題 3
E 3 A3.98 から A3.101	ノンパフォーミング 貸付の扱いの精緻化 参照：第11章 11.129 第13章 13.66～13.68	08SNA では、毀損した（ノ ンパフォーミングの）貸付の 取り扱いに関する指針が精緻 化されている。	93SNA は、ノンパ フォーミング貸付 の記録に関して適 用すべき基準を提 供しなかつた。	課題 4 a 課題 4 b 課題 38 c

がったストックオプションのことで、93SNA にこの取り扱いに対する指針が
なかった。08SNA では、被用者自社株購入権は雇用者報酬の現物給付とする
ことになったが、このような取り扱いは国民経済計算体系全体に影響を及ぼす
ことになる。今回の改訂の重要な変更の 1 つと見なせるだろう。

E3 「ノンパフォーミング貸付の扱いの精緻化」は、課題 4 a 「ノンパフォー
ミング貸付（いわゆる、不良債権）」、課題 4 b 「貸付と預金の価額評価：不良
債権の償却と実質利息」及び 38 c 「延滞債務への発生主義の適用」に関する勧
告を反映した変更である。08SNA では、「ノンパフォーミング貸付を引き続き
主要勘定中に名目的な価値で記録し、貸付が返済されるか、または相互の合意
の下に抹消するまで、発生利子を計上すると」ことにし、かつ、ノンパフォー

ミングとみなされる貸付の名目額とその市場価値相当額という2つのメモ項目を記載するように勧告している。

E4「保証の取り扱いの精緻化」は、勧告が出された以降に議論され、追加された変更点である。2008年後半に保証を貸付以外の金融手段にまで拡大することが議論され、保証を以下の3つの種類に分類し、種類に応じて異なった取り扱いをすることにしている。

1. 金融派生商品による保証（クレジット・デフォルト・スワップ等）。
2. 標準化された保証（輸出信用保証，学資保証等）。非生命保険と同様に扱う。
3. 単発保証。偶発資産・負債として扱う。

E5「指数連動債務証券の取り扱いの精緻化」は、課題43a「指数連動債務証券の取り扱い」に関する勧告を反映した変更である。93SNAでは、指数連動債務証券に関する取引を記録する指針は、的確に述べられていなかったが、08SNAでは、2つのアプローチを勧告している。一般物価指数のような広範な価格変動を反映した比較的変動がゆるやかな指数に連動する場合には償還後に利子額を確定することを勧告し、これに対して変動が激しい個別の価格指数に連動する場合には、発行時に利子発生割合を固定し、指数の期待経路からの偏差は、保有利得または保有損失として扱うことを勧告している。

E6「外国通貨にインデクセーションされた債務証券の扱いの改定」は、課題43b「外国通貨にインデクセーションされた債務証券の扱い」に関する勧告を反映した変更である。93SNAでは、外貨建て債務証券の場合、為替レートの変動から生じる元金価値の自国通貨表示額の変動を保有利得（非取引）として扱うよう勧告していた。しかし、外貨にインデクセーションされた債務証券の場合、そのような変動は利子（取引）として扱うとも、されており、混乱を招いていた。08SNAでは、両者を同じ物として扱うことにした。

E7「未上場持分評価の柔軟性」は、勧告が出された以降に議論され、追加された変更点と思われる。93SNAは、未上場株式・持分の評価に関して、比

表 3-2. E. 金融手段と金融資産の扱いおよび定義に対する追加改良点②

番号	変更点見出し	変更概要	93SNA での表記	備考
E 4 A3.102 から A3.106	保証の取り扱 いの精緻化 参照：第17章 17.207 から 17.224	保証に3つの種類があること が認識され、その取り扱いに 対する指針が提供されてい る。 1. 金融派生商品による保証 (クレジット・デフォルト・ スワップ等)。 2. 標準化された保証(輸出信 用保証, 学資保証等)。 3. 単発保証。	保証を偶発負債とし て扱っており、した がって、保証に基 づく支払いが行われ るまで、保証の存在 をまったく記録しな かった。	2008年後半に 保証を貸付以 外の金融手段 にまで拡大す ることが議論 される。
E 5 A3.107 から A3.110	指数連動債務 証券の取り扱 いの精緻化 参照：第17章 17.274 から 17.282	各会計期間に配分される発生 利子の決定に対して2つのア プローチを勧告する。 (1) 一般的物価指数(broad index)と連動している場合： インデクゼーション後。 (2) 連動が限られた指数 (narrow index)に対するもの の場合：発行時に固定, 期待 経路からの偏差は保有利得・ 損失。	指数連動債務証券に 関する取引を記録す る指針は、的確に述 べられていなかっ た。	課題43 a

較可能な上場株式の株価を使用するなど、幾分限定的な指針を提供していたが、08SNA では、最近の取引価格や純資産価値、さらに、現在価値収益率または株価収益率(PER)を利用すること、企業が報告した帳簿価格に統計作成者がマクロレベルの調整を施すこと、帳簿価格の自己資金を用いること、世界規模で活動する企業価値を配分することなど柔軟な指針を提供している。

E8「消費寄託金口座を金融資産および負債として扱う」は、課題43d「証券貸付及び金借入に対する支払手数料」に関する勧告を反映した変更である。純金積立商品などの保管方法には「特定保管」(寄託)と「消費寄託」があるが、後者の支払手数料は利子の性格を持っており、08SNA は消費寄託金口座を金融資産および負債として扱うように勧告している。

E9「貨幣用金と金地金の定義の改定」は、課題43d「証券貸付及び金借入に対する支払手数料」に関する勧告を反映した変更である。この貨幣用金の定

表3-3. E. 金融手段と金融資産の扱いおよび定義に対する追加改良点③

番号	変更点見出し	変更概要	93SNA での表記	備考
E 6 A3.111 から A3.112	外国通貨にインデクセーションされた債務証券の扱いの改定 参照：第17章 17.281	元金およびクーポン支払いが外国通貨にインデクセーションされた債務証券は、その証券が外国通貨建て証券であるかのように分類し、取り扱うことを勧告する。	93SNA は、外貨建て債務証券の場合、為替レートの変動から生じる元金価値の自国通貨表示額の変動を保有利得（非取引）として扱うよう勧告していた。しかし、外貨にインデクセーションされた債務証券の場合、そのような変動は利子（取引）として扱うとも、されていた。	課題43 b
E 7 A3.113 から A3.114	未上場持分評価の柔軟性 参照：第13章 13.69 から 13.70	08SNA は、未上場持分の代替の評価方法に関して柔軟な指針を提供している。	93SNA は、未上場株式・持分の評価に関して、比較可能な上場株式の株価を使用するなど、幾分限定的な指針を提供していた。	対応する課題番号は見当たらない。
E 8 A3.115	消費寄託金口座を金融資産および負債として扱う	消費寄託金口座（unallocated gold accounts）を金融資産および負債として扱い、もしそうした金建て預金が非居住者に対するものなら、外貨預金に分類することを勧告する。	93SNA も BPM でもこれに関する議論はされてこなかった。	課題43 d

義の変更は、特定保管または消費寄託金口座の新しい認識に基づいて行われたものである。

E10「特別引出権を負債として認識する」は、勧告が出された以降に議論され、追加された変更点と思われる。93SNA では SDR を金と同じく、対応する負債のない資産として分類していたが、08SNA では、SDR を負債のある債権として認識し、金と区別して別々の小項目として表示するよう勧告している。

E11「預金と貸付の区別」も、勧告が出された以降に議論され、追加された変更点と思われる。引き続き貸付と預金を区別するが、取引に対する当事者が双方とも銀行である場合、貸付と預金との区別の曖昧さを避ける目的で「インターバンク・ポジション」のカテゴリーを導入するよう勧告している。

表 3-4. E. 金融手段と金融資産の扱いおよび定義に対する追加改良点④

番号	変更点見出し	変更概要	93SNA での表記	備考
E 9 A3.116 から A3.117	貨幣用金と金地金の定義の改定 参照：第11章 11.45 から 11.46	貨幣用金は、通貨当局が権利をもち、準備資産として保有する金として定義され、金地金および非居住者に対して保有する消費寄託金口座で構成される。	特定保管金属口座または消費寄託金属口座について説明していない。	課題43 d 課題44
E10 A3.118 から A3.119	特別引出権を負債として認識する 参照：第11章 11.47 から 11.49	国際通貨基金が発行する特別引出権（SDR）を、SDRを保有する国の資産であり、集散的に考えられた制度の参加者全体に対する債権として扱うこと、さらに、SDRの配分および抹消を取引として記録することを勧告する。	SDRを対応する負債のない資産として分類していた。	対応する課題は不明。
E11 A3.120	預金と貸付の区別 参照：第11章 11.56	引き続き貸付と預金を区別する。取引に対する当事者が双方とも銀行である場合、貸付と預金との区別の曖昧さを避ける目的で「インターバンク・ポジション」のカテゴリーを導入する。	貸付と預金を区別していたが、「インターバンク・ポジション」のカテゴリーはなかった。	対応する課題は不明。
E12 A3.121 から A3.122	証券貸付と金貸付に対する手数料 参照：第17章 17.254	証券貸付に使用する証券の所有者、さらに金貸付（特定保管の場合でも、消費寄託の場合でも）に使用する金の所有者に対して支払われた手数料は、慣行としてすべて利子として記録することを勧告する。	証券貸付および金貸付に対し払われる手数料という課題については指針を与えなかった。	課題43 d

E12「証券貸付と金貸付に対する手数料」は、課題43 d「証券貸付及び金借入に対する支払手数料」に関する勧告を反映した変更である。これらの手数料に関しては93SNAでは指針を与えていなかったが、08SNAは慣行としてすべて利子として記録することを勧告している。

E13は2008SNAにおける金融資産の分類で93SNAにおけるそれとは以下の点が異なっている。

- (1) 大分類項目の「貨幣用金とSDR」の内訳が、中分類項目の「貨幣用金」と「SDR」に区分されて表示されることになった。
- (2) 中分類項目である「通貨性預金」の内訳が、小分類項目の「インターバンク・ポジション」と「その他の通貨性預金」に区分されて表示されることになった。
- (3) 大分類項目である「株式以外の証券」の名称が「債務証券」に変更された。
- (4) 大分類項目である「株式及び持分」の名称が「持分及び投資ファンドシェア」に変更されると共に中分類項目、小分類項目が新設された。
- (5) 大分類項目である「保険技術準備金」の名称が「保険、年金および標準化された保証制度」に変更され、中分類も変更された。
- (6) 新たに大分類項目「金融派生商品と被用者自社株購入権」が導入され、そして、その内訳として、いくつかの中分類項目が新設された。
- (7) 大分類項目「その他の受取債権／債務」の内訳として中分類項目の「企業間信用・前払」が新設された。

E14「経済的所有権に基づくファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別」は、課題21「契約、リース、ライセンス」に関する勧告を反映した変更である。93SNAでは、オペレーティング・リースとファイナンシャル・リースの区別は、単にリース期間の長さの問題であると解釈されていたが、08SNAでは、レシー（賃借人）が当該資産の経済的所有者であるか否かによって、オペレーティング・リースとファイナンシャル・リースとが区別されるとしている。

E15「年金受給権の記録に関する勧告の変更」は、課題2「雇用者の年金制度」に関する勧告を反映した変更である。93SNAを再検討する過程で、公的年金に対する受給権の考えが一般化された。すなわち、「08SNAでは、雇用に関連する年金の受給権は、法的強制力をもって実施されることが予想される、または、そうなりそうだと思われる、契約上の取り組みである、とされてい

表3-6. E. 金融手段と金融資産の扱いおよび定義に対する追加改良点⑥

番号	変更点見出し	変更概要	93SNA での表記	備考
E14 A3.125 から A3.126	経済的所有権に基づくファイナンシャル・リースとオペレーティング・リースの区別 参照：第17章 17.301 から 17.309	08SNAは、リースとライセンスの適切な取り扱いの原則を概観的に提示した。レシー（賃借人）が当該資産の経済的所有者であるか否かによって、オペレーティング・リースとファイナンシャル・リースとが区別されるとしている。	オペレーティング・リースとファイナンシャル・リースの区別は、単にリース期間の長さの問題であると解釈されていた。	課題21
E15 A3.127 から A3.135	年金受給権の記録に関する勧告の変更 参照：第17章 17.116 から 17.206	雇用に関連する年金の受給権は、法的強制力をもって実施されることが予想される、または、そうなりそうだと思われる、契約上の取り組みである、とされている。そうした年金受給権は、必要な資産が別制度で管理されているか否かによらず、家計に対する負債とする。	基金型の「民間」制度に対してのみ、貸借対照表上で年金義務を認識していた。このため、社会保障や無基金の被用者制度などの多くの年金制度の活動は、金融資産/負債の認識には結びつかなかった。さらに、認識される年金負債は利用できる基金に限定して認識され、被用者その他が当該制度に対してもつ債権によって決定されることはなかった。	課題2

なお、原則として、確定給付型年金に於いても、将来の受給権総額に対応する金額を負債として計上するべきだが、各国で公的年金と社会保障制度の区分がまちまちであるため、「年金に関する補足表」を別掲することを条件に、コア勘定に計上する負債総額については、ある程度各国の判断に委ねる余地を残した形になっている。すなわち、「政府が社会保障を通じて提供する年金に関しては、上述した標準表の手続きから離れることに幾分の柔軟性をもたせている。これは、年金が社会保障によって提供される場合と、その他の雇用関連制度から提供される場合とを区別する境界線の位置が、国によってかなり異なるためである。そこで、補足表で、年金の包括的な分析に求められるすべての情報が提供されるべきである。その表では、基金か無基金かによらず、また社会

保障が含まれ、民間および政府のすべての年金制度の負債と関連フローが示される。」とされている。

第 4 章 「政府と公的部門に関する取引範囲の詳述」と 課題リストに対する勧告との関連

2008SNA の序文で一般政府と公的部門に関連した主要な変更点として以下の点があげられている。

- (a) 民間／公共／政府部門間の境界の明確化。
- (b) 公的法人企業からの例外的支払いを持分の引き出しとして記録すること。
- (c) PPP（官民パートナーシップ）に関する取り扱いの明確化。再建機構（restructuring agencies）の取り扱いの詳述。
- (d) 一般政府と関連する公的企業及び証券化実体（securitization vehicles）の取引が明瞭化され、政府債務に重大な影響をもたらす項目の記録が改良された。
- (e) 政府保証の取り扱いの明確化。輸出信用や学資保証のような標準化された保証に関する新しい取り扱いが導入された。

以上が、主要な変更点であるが、以下においてこれらの変更点と課題リストに対する勧告の関連について詳述していきたい。

F1「民間／公共／政府部門間の境界の明確化」は、課題 36「民間／公共／政府部門の境界区分」に関する勧告を反映した変更である。93SNA では、民間／公共／政府部門間の区分の基準として、2つの要素、すなわち「政府によるコントロールの程度」と「経済的に有意義な価格」が提示されていたが、特別目的実体（SPVs）などを分類する際には不明朗な点があった。08SNA では、これらの要素を説明するいくつかの指標を提示し、より明快な区分ができるようにしている。

F2「再建機構（Restructuring agencies）の取り扱いの詳述」は、課題 36「民

間／公共／政府部門の境界区分」に関する勧告と課題25b「持株会社，特別目的実体（SPE），信託」に関する勧告を反映した変更である。93SNAでは，再建機構の取り扱いに対する指針を提供していなかったが，08SNAで初めて提供した。

F3「政府発行許可証の取り扱いの明確化」は，課題21「契約，リース及びライセンス」及び課題35「税金，未納税金及び税額控除」に関する勧告を反映した変更である。93SNAには政府発行許可証の取扱いは不明確であったが，08SNAでは「政府が所有する原資産の使用と関係する」かどうか「合法

表4-1. F. 政府と公的部門に関する取引範囲の詳述①

番号	変更点見出し	変更概要	93SNAでの表記	備考
F 1 A3.136	民間/公共/政府部門間の境界の明確化 参照：第4章 4.25, 4.77 から 4.80, 第22章	政府の権力，動機，機能が経済の他の部門のそれとは異なっており，また政府が異なる制度単位を通して業務を編成していることを認識し，一般政府と公的法人企業の区別をするため追加指針を提供する。	93SNAにはこの点の記述はない。	課題36
F 2 A3.137 から A3.138	再建機構（Restructuring agencies）の取り扱いの詳述 参照：第22章 22.47～22.50	公的単位の中には，政府による支配の有無を問わず，法人企業の事業再構築を業務とするものがある。公的再建機構の例として以下の2つを掲げる。(a)公的部門の再編および民営化の間接的管理に携わるもの，(b)主に，銀行危機またはその他の金融危機を背景とする傷ついた資産の処理に関わるものである。08SNAでは，再建機構の取扱いに関する指針を提供している。	93SNAでは，再建機構の取り扱いに対する指針を提供していなかった。	課題36 課題25b
F 3 A3.139 から A3.140	政府発行許可証の取り扱いの明確化 参照：第22章 22.88 から 22.90	政府が所有する原資産の使用と関係するものでないなら税金。ライセンスが合法的に，かつ実際に第三者へ譲渡可能であるならば，契約・リース・ライセンスのカテゴリーで資産として分類される。	93SNAには政府発行許可証の取扱いは不明確であった。	課題21 課題35

的に、かつ実際に第 3 者に譲渡可能かどうか」という基準で、税金と資産の分類することを勧告している。

F4「公的法人企業からの例外的支払いを持分の引き出しとして記録すること」は、課題 34「公的企業と政府による移転：株式投資及び資本注入による収益」に関する勧告を反映した変更である。93SNA では、政府の公的法人企業からの例外的支払いの取り扱いが公的準法人企業からの例外的支払いとの間で、取り扱い方に差異があったが、08SNA では持分の引き出しとして記録することに統一された。

表 4-2. F. 政府と公的部門に関する取引範囲の詳述②

番号	変更点見出し	変更概要	93SNA での表記	備考
F 4 A3. 141 から A3. 142	公的法人企業からの例外的支払いを持分の引き出しとして記録すること 参照：第22章 22. 135	公的法人企業からの例外的支払いが、蓄積された準備金または資産の売却によってなされる場合、持分の引き出しとして記録することを勧告する。	この点に関して、93SNA の指針は、法人企業と準法人企業では異なっている。公的法人企業の例外的支払いは、配当の定期的支払いとして記録され、公的準法人企業の同様の支払いは、持分の引き出しとして記録される。	課題34
F 5 A3. 143 から A3. 144	政府の公的準法人企業に対する例外的支払いを資本移転として扱う 参照：第22章 22. 138	累積赤字を補う政府の公的準法人企業に対する例外的支払いは、公的法人企業に関するのと同様に資本移転として扱うことを勧告する。しかし、財産所得のかたちでのたしかな収益期待があり、そうした明確な商業的見通しのもとにそれがなされる時には、持分の追加として記録されるべきである。	93SNA では、政府の公的法人企業に対する例外的支払いは資本移転として記録されたが、政府の公的準法人企業に対する例外的支払いは、持分の追加として記録された。	課題34
F 6 A3. 145 から A3. 146	税の発生主義による記録	税の記録に関して発生主義ベースを用いることを確認する。しかし、徴収不能の税金については、当該税額の発生を記録しないために、実務上、2つの場合において柔軟な取り扱いを容認する。	税の記録に関して発生主義ベースを用いていた。	課題35

F5「政府の公的準法人企業に対する例外的支払いを資本移転として扱う」は、課題34「公的企業と政府による移転：株式投資及び資本注入による収益」に関する勧告を反映した変更である。93SNAでは、政府の公的準法人企業に対する例外的支払いは資本移転として記録されていたが、政府の公的準法人企業に対する例外的支払いは、持分の追加として記録された。08SNAでは両者とも基本的に資本移転として記録するが、収益が期待できる場合には持ち分の追加とすることになった。

F6「税の発生主義による記録」は、課題35「税金、未納税金及び税額控除」に関する勧告を反映した変更である。93SNAで税の記録に関してベースとして用いていた発生主義によることを再確認するとともに、徴収不能な税金の取

表4-3. F. 政府と公的部門に関する取引範囲の詳述③

番号	変更点見出し	変更概要	93SNAでの表記	備考
F 7 A3.146 から A3.147	税額控除 参照：第22章 22.9 から 22.98	08SNAは、支払い可能な控除は、GFSM2001および歳入統計の勧告に反するとしても、グロス・ベースで記録することを勧告する。その表示について、ネット・ベースで税額控除を導出することも認める。	93SNAでは、税額控除の扱いに対する指針はなかった。	課題35
F 8 A3.148 から A3.149	PPP（官民パートナーシップ）が創設した固定資産の所有権に関する扱いの明確化 参照：第22章 22.154 から 22.163	当該資産の経済的所有者（法的所有者でなく）が、民間側パートナーか公的部門側のパートナーのいずれかであるかを決定するために、検討されるべき当該契約の特徴に関して指標となるべき指針を提供している。	93SNAでは、PPPの取り扱いに対する指針がなかった。	課題24
F 9 A3.150	保有利得税は、引き続き所得・富に課される経常税として示される。 参照：第8章 8.61	08SNAは、その課税ベース（実現保有利得）がSNAの所得定義に含まれないとしても、保有利得税を引き続き所得・富に課される経常税として示すことを勧告する。	93SNAの保有利得税に関する取り扱いルールの継承、精緻化。	課題7

り扱いについて推計実務上の柔軟な対応を認めることになった。

F7「税額控除」は、課題 35「税金、未納税金及び税額控除」に関する勧告を反映した変更である。これまで、税額控除の扱いに対する指針は GFS マニュアル（政府財政統計マニュアル）には存在したが、93SNA には抜け落ちていた。08SNA ではじめて指針を提示した。

F8「PPP（官民パートナーシップ）が創設した固定資産の所有権に関する取り扱いの明確化」は、課題 24「官民パートナーシップ [PPPs]（BOOT 方式を含む）」に関する勧告を反映した変更である。93SNA では、PPP の取り扱いに対する指針がなかったが、2008SNA では当該資産の経済的所有権がいずれにあるかを決定するための指標となるべき指針を示している。

F9「保有利得税は、引き続き所得・富に課される経常税として示される」は、課題 7「保有利得に関する税」に関する勧告を反映した変更である。ただし、勧告は 93SNA での取り扱いを変更しないというものなので、F9 は変更点として取り扱わない方がよいと思う。

第 5 章 課題に対する勧告と関連しない変更点と金融危機の関係

以上の考察から、変更点の中には、課題に関連しない以下のような変更点があることがわかった。

- (1)B8「非営利団体に対する内訳部門の導入」
- (2)E4「保証の取り扱いの精緻化」
- (3)E7「未上場持分評価の柔軟性」
- (4)E10「特別引き出し権を負債として認識する」
- (5)E11「預金と貸付の区別」

これらのうち(2)以下のものは、2008 年のリーマンショック以降に追加されたものと思われる。2008SNA の編集者であった Anne Harrison は SNA News 29 号に掲載された寄稿文（Anne Harrison (2009)）で、2008 年の金融危機の後に 2008 年 11 月に開催された AEG の会議で、この危機の経験を踏まえた 2008

SNA 草稿の修正について検討したことを明らかにしている。その中で、「この金融危機は、危機によって引き起こされる対処措置を再吟味する適切でタイムリーな機会であった。危機の状況に於いて政府や中央銀行によるイニシアチブのそれぞれが、どのように勘定に記録されるべきかを示すために2008SNA 草稿上に適切なガイドがされているかどうかを検討することができた。」と述べている。AEG の会議の結論は、草稿に示された指摘が記録に関してはほとんど適切なものだったとしているが、若干の精緻化が必要な点があり、保証の取り扱ひの精緻化等の変更がなされたようだ。

光藤(2012)においては、「研究・開発」を固定資産とすること等、2008SNA の持ついくつかの問題点を論じたが、2008SNA にはもちろん、前進面も多い。リーマンショックのような急激な資産変動とそれへの対応を記録する指針を示したという点は主要な前進面の一つだと言えるだろう。

注

- 1) 2003年の34回統計委員会で採択され、2004年のAEG (Advisory Expert group for the Update of the System of National Accounts, 1993)の会議を経て決定された44の課題に関する勧告の中には、いくつかの国から反対の声が上がった項目が5つあった。それは、課題9「研究・開発」、課題15「資本サービスのコスト」、課題16「政府と非市場生産者：自己所有の資本コスト」、課題19「軍事支出」、課題40「加工用財」である。このうち課題9、19、40への勧告はそのままマニュアルに組み込まれたが、課題16は取り下げられ、課題15については、資本サービスの概念を記述した章を設けるが、今回の改定体系の中には組み込まないことになった。これらに関する議論の詳細は光藤(2012)参照。

参 考 文 献

- 作間逸雄(2008)、「1993SNAの改訂と無形資産」『産業連関』第16巻3号、環太平洋産業連関学会。
- 櫻本健(2007)、「93 SNA Rev. 1に向けた我が国の課題－国際的議論の進展と我が国の対応－」『季刊国民経済計算』No. 134、内閣府経済社会総合研究所。
- 内閣府経済社会総合研究所(2010)、「R & D サテライト勘定の調査研究報告書」『季刊国民経済計算』No. 144、内閣府経済社会総合研究所。
- 光藤昇(2001)、「日本に於ける93SNAへの改訂結果と残された問題点について」『松山大学

論集』13 卷 4 号, 松山大学学術研究会。

光藤昇 (2012), 「2008SNA の日本への適用のあり方を考える」, 『統計学』102 号, 経済統計学会。

Anne Harrison (2009), “THE 2008SNA AND THE FINANCIAL CRISIS By Anne Harrison”, SNA News and Notes, Number 29, ISWGNA.

European Commission, IMF, OECD, United Nations, World Bank (2010), System of National Accounts 2008, Intl Monetary Fund.

United Nations Statistical Commission (2007a), “Report of Intersecretariat Working Group on National Accounts (ISWGNA) to The Statistical Commission at Thirty-eighth session” E/CN.3/2007/7.

United Nations Statistical Commission (2007b), “The Full Set of Consolidated Recommendations : The Recommendations Made by the Advisory Expert Group for the Update of the System of National Accounts, 1993”, Prepared by Intersecretariat Working Group on National Accounts.

United Nations (2008), “Report of Intersecretariat Working Group on National Accounts to The Statistical Commission at Thirty-ninth session” E/CN.3/2008/5.

付録 1 1993SNA 改定に際して考察された課題リスト

課題 1	現先取引
課題 2	雇主による年金制度
課題 3	被用者自社株購入権
課題 4 a	ノンパフォーミング貸付 (いわゆる不良債権)
課題 4 b	貸付と預金の価額評価: 不良債権の償却と実質利息
課題 5	非生命保険
課題 6 a	金融サービス
課題 6 b	中央銀行の産出額の配分
課題 7	保有利得に関する税
課題 8	高インフレ下の利子
課題 9	R & D
課題 10	特許実体
課題 11	原本とコピー
課題 12	データベース (Databases)
課題 13	その他の無形固定資産
課題 14	所有権の移転費用
課題 15	資本サービスの費用
課題 16	政府と非市場生産者: 自己資産の資本コスト
課題 17	鉱物探査
課題 18	居住者, 非居住者間における非生産資源の利用・探査権
課題 19	軍事支出
課題 20	土地改良
課題 21	契約, リース及びライセンス
課題 22	のれん及びその他の非生産資産

- 課題23 陳腐化と固定資本減耗
- 課題24 官民パートナーシップ (PPPs) (BOOT方式を含む)
- 課題25 a 付随的単位
- 課題25 b 持株会社, 特別目的実体 (SPE), 信託
- 課題25 c 多国籍企業の取り扱い
- 課題25 d 非居住非法人単位
- 課題25 e 非居住政府管理特別目的実体
- 課題26 育成資産
- 課題27 資産の分類と用語
- 課題28 非生産資産の償却
- 課題29 非生産無形資産の資産境界
- 課題30 経済資産の定義
- 課題31 資産としての水資源
- 課題32 非公式部門
- 課題33 非合法活動
- 課題34 公的企業と政府による移転: 株式投資及び資本注入による収益
- 課題35 税収, 未納税金及び税額控除
- 課題36 民間/公共/政府部門の境界区分
- 課題37 信用保証の付与と実行
- 課題38 a 経済的所有権の移転 (用語)
- 課題38 b 居住地を変える個人の資産, 負債, 私財 (「移民の移転」)
- 課題38 c 延滞債務への発生主義の適用
- 課題39 a 国民経済の意味
- 課題39 b 主たる経済的利害の中心 (用語)
- 課題39 c ほとんどあるいはまったく物理的存在のない実体の居住地
- 課題39 d 非常勤労働者の扱い
- 課題40 加工中の財
- 課題41 仲介貿易
- 課題42 投資信託, 保険会社, 年金基金の留保利益
- 課題43 a 指数連動債務証券の取り扱い
- 課題43 b 外国通貨にインデクセーションされた債務
- 課題43 c 低利子
- 課題43 d 証券貸付及び金借入に対する支払手数料
- 課題44 金融資産の分類

出所: United Nations Statistical Commission (2007b) の5-6ページのリストを筆者が翻訳した。